

海洋性鳥類及びカモ類など水辺に生息する鳥類の傷病保護の状況等に関する調査

○内堀杏子，森角興起
(横浜市立金沢動物園)

横浜市の3動物園では野生傷病鳥獣保護事業を行っており、金沢動物園では年間350点前後の保護がある。そのうち鳥類が概ね75%を占め、スズメやトビなどの陸性鳥類とカモメ・カモ・ミズナギドリ類などの、日常生活域及び採餌対象が河川・湖沼・海などへの依存度が高い鳥類に分けられる。今回は、後者の鳥類に注目して保護場所や保護理由等の特徴について報告する。

調査期間は平成28年4月1日～令和元年12月25日とした。このうち、平成28、29年度の11月中旬～4月までは高病原性鳥インフルエンザ防疫体制を取ったため、保護を中止した。対象鳥類種は、カモ目、アビ目、ペリカン目、ミズナギドリ目、カイツブリ目、ツル目、チドリ目とし、調査項目は保護場所と時期、保護理由及び保護時の状態とした。

調査期間内で保護された対象種は32種233点で、カルガモやウミネコのように毎年保護される種以外にも、コグンカンドリやフルマカモメ、シロエリオオハム等の保護が稀な種も6点あった。

保護場所は、チドリ目カモメ類やミズナギドリ目は沿岸部での保護が85%で、15%は内陸部でも保護されていた。対照的に、チドリ目シギ類やカイツブリ目では内陸での保護が71%、ペリカン目サギ類は95%であった。ツル目オオバンは全て河川や海の近くであった。ペリカン目ウ類は全て沿岸部で保護されていた。カモ目の全ての種は内陸での保護が94%と多く確認された。渡り鳥である種の保護時期は、渡りで本州近辺に生息している時期の範囲内であった。

保護理由と保護時の状態からみると、渡り鳥においては種に関わらず、飛翔中の建物等への衝突による骨折や脳震盪、渡り後の衰弱による保護が66%と多かった。留鳥のカルガモでは雛の保護が24%確認された。

釣針や釣糸が原因の保護は毎年あり、カモメ類で22%、サギ類で9%、ミズナギドリ目で6%確認された。カモメ類やサギ類の採食場所となる海岸部の浅瀬・栈橋等やミズナギドリ目では海上には、回収されないままの釣針や釣糸等の散在があることから、誤飲トラブルが多いと思われた。